

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (省略)</p> <p>第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第1節 基本方針 (第192条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第193条—第195条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第196条・第197条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第198条—第204条)</p> <p>附則</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者 (以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。) をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。) の業務に3年以上従事した経験を有する者をもつて充てることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (省略)</p> <p>第9章 <u>複合型サービス</u></p> <p>第1節 基本方針 (第192条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第193条—第195条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第196条・第197条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第198条—第204条)</p> <p>附則</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者 (以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。) をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第2項のサービス提供責任者又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u> (平成18年厚生労働省</p>

改正案	現 行
<p>3 (省略)</p> <p>4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある</u>場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下第153条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する</p>	<p>令第35号。以下「<u>指定介護予防サービス等基準</u>」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が<u>併設されている</u>場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下第153条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する</p>

改正案	現 行
<p>指定特定施設をいう。)</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項，第67条，<u>第84条第6項</u>，第85条第3項及び第86条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項，第67条第1項及び<u>第84条第6項</u>において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項，第67条第1項及び<u>第84条第6項</u>において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（第193条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) （省略）</p> <p>6～11 （省略）</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び</p>	<p>指定特定施設をいう。)</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項，第67条，<u>第84条第6項第1号</u>，第85条第3項及び第86条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項，第67条第1項及び<u>第84条第6項第2号</u>において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項，第67条第1項及び<u>第84条第6項第3号</u>において同じ。)</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業所</u>（第193条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(11) （省略）</p> <p>6～11 （省略）</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び</p>

改正案	現 行
<p>第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により指定居宅サービス等基準<u>第60条第4項</u>に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u>(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がない</p>	<p>第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により指定居宅サービス等基準<u>第60条第1項第1号イ</u>に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所<u>又は指定夜間対応型訪問介護事業所</u>(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の</p>

改正案	現 行
<p>ときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p>	<p>実情を勘案し、適切と認める範囲内において、<u>定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス</u>の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p>
<p>3・4 (省略)</p>	<p>3・4 (省略)</p>
<p>第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上</u>を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（設備及び備品等）</p>	<p>第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（設備及び備品等）</p>
<p>第65条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第65条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支</p>	<p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支</p>

改正案	現 行
<p>障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></u></p> <p>（利用定員等）</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</u></p>	<p>障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></u></p> <p>（利用定員等）</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。</u></p>

改正案	現 行
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。</u>）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p><u>第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じな</u></p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>

改正案	現 行
<p><u>なければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>次条において準用する第42条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、<u>第42条</u>、第43条及び第55条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小</p>

改正案	現 行
<p>規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係</p>	<p>規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係</p>

改正案	現 行			
<p>る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 <u>次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="264 986 1093 1409"> <tr> <td data-bbox="264 986 488 1409"> <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u> </td> <td data-bbox="492 986 790 1409"> <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定す</u> </td> <td data-bbox="795 986 1093 1409"> <u>介護職員</u> </td> </tr> </table>	<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定す</u>	<u>介護職員</u>	<p>る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p>
<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定す</u>	<u>介護職員</u>		

改正案			現 行
	る療養病床を有する 診療所であるものに 限る。)		
当該指定小規模 多機能型居宅介 護事業所の同一 敷地内に中欄に 掲げる施設等の いずれかがある 場合	前項中欄に掲げる施 設等、指定居宅サー ビスの事業を行う事 業所、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看 護事業所、指定認知症 対応型通所介護事業 所、指定介護老人福祉 施設又は介護老人保 健施設	看護師又は准看護師	
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録

改正案	現 行
<p>能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 （省略）</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 （省略） （管理者）</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第193条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 （省略）</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 （省略） （管理者）</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</p>

改正案	現 行
<p>他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第15条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び第194条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第2項、第114条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び第194条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第2項、第114条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正案	現 行								
<p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（<u>登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員</u>、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="250 1114 1095 1310"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>26人又は27人</u></td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td><u>28人</u></td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td><u>29人</u></td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p>	登録定員	利用定員	<u>26人又は27人</u>	16人	<u>28人</u>	17人	<u>29人</u>	18人	<p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>25人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p>
登録定員	利用定員								
<u>26人又は27人</u>	16人								
<u>28人</u>	17人								
<u>29人</u>	18人								

改正案	現 行
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第93条 (省略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第84条第6項</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第93条 (省略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第84条第6項各号</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所</p>

改正案	現 行
<p>希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>	<p>等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活</p>	<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の</p>

改正案	現 行
<p>介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p>	<p>効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p>
<p>8～10 (省略) (管理者)</p>	<p>8～10 (省略) (管理者)</p>
<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p>	<p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p>
<p>2～7 (省略) (管理者による管理)</p>	<p>2～7 (省略) (管理者による管理)</p>
<p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、こ</p>	<p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これら</p>

改正案	現 行
<p>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、</p>	<p>の事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第84条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているとき又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、</p>

改正案	現 行
<p>又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第137条 削除</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第150条 （省略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第138条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p>	<p>又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）</p> <p>第137条 <u>老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第150条 （省略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第138条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p>

改正案	現 行
<p>(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1以上</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><u>(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1以上</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）</u>、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 （省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>	<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 （省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>

改正案	現 行
<p>9～11 (省略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）<u>，指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</u></p> <p>14 (省略)</p>	<p>9～11 (省略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）</u>が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）<u>若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所</u>，指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>14 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>17 <u>第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>員</u>の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の</p>	<p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設</u>については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の</p>

改正案	現 行
<p>入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録</u></p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第9章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (<u>施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下</u></p>	<p>入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし, 本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず, 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか, 必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第9章 <u>複合型サービス</u></p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (<u>以下「指定複合型サービス」という。</u>) の事業は, 指定居宅サービス等</p>

改正案	現 行
<p>この章において「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>」という。)の事業は、<u>指定居宅サービス等基準第59条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第83条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者</u> (以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる従業者 (以下「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、常勤換算方法で、<u>通いサービス</u> (登録者 (<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を利用するために<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に通わせて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者とその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス (<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> (本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。))をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時</p>	<p>基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第83条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 <u>指定複合型サービスの事業を行う者</u> (以下「<u>指定複合型サービス事業者</u>」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「<u>指定複合型サービス事業所</u>」という。)ごとに置くべき<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる従業者 (以下「<u>複合型サービス従業者</u>」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、常勤換算方法で、<u>通いサービス</u> (登録者 (<u>指定複合型サービス</u>を利用するために<u>指定複合型サービス事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を<u>指定複合型サービス事業所</u>に通わせて行う<u>指定複合型サービス</u>をいう。以下同じ。)の提供に当たる者とその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス (<u>複合型サービス従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>複合型サービス</u> (本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。))をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)</p>

改正案	現 行
<p>間帯を通じて<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>（本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置かないことができる。</p>	<p>に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を<u>指定複合型サービス事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>（本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる<u>複合型サービス従業者</u>を置かないことができる。</p>

改正案	現 行
<p>7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p> <p>8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>9 （省略）</p> <p>10 <u>指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に</u></p>	<p>7 <u>指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p> <p>8 <u>指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>9 （省略）</p> <p>10 <u>指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第1</u></p>

改正案	現 行
<p>関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第194条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者</u>）</p> <p>第195条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定め</u></p>	<p>2項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第194条 <u>指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>（<u>指定複合型サービス事業者の代表者</u>）</p> <p>第195条 <u>指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければ</u></p>

改正案	現 行								
<p>る研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>29人</u>以下とする。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、<u>通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</u>(当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通いサービス</u> 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで</p> <table border="1" data-bbox="250 903 1095 1101"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>宿泊サービス</u> <u>通いサービス</u>の利用定員の3分の1から9人まで(設備及び備品等)</p> <p>第197条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、居間、食堂、台所、<u>宿泊室</u>、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>ならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第196条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>25人</u>以下とする。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、<u>通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</u>(当該<u>指定複合型サービス事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通いサービス</u> 登録定員の2分の1から15人まで</p> <p>(2) <u>宿泊サービス</u> <u>通いサービス</u>の利用定員の3分の1から9人まで(設備及び備品等)</p> <p>第197条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、居間、食堂、台所、<u>宿泊室</u>、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定複合型サービス</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正案	現 行
<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (省略)</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業</u>の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の基本取扱方針)</p> <p>第198条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、自らその提供する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (省略)</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービスの事業</u>の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(<u>指定複合型サービス</u>の基本取扱方針)</p> <p>第198条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービス</u>の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受け</u>て、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等</p>	<p>(<u>指定複合型サービス</u>の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 <u>指定複合型サービス</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) <u>複合型サービス従業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。</p> <p>(5) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合に</p>

改正案	現 行
<p>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) （省略） （主治の医師との関係）</p> <p>第200条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、主治の医師に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を</p>	<p>は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) （省略） （主治の医師との関係）</p> <p>第200条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、主治の医師に<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって</p>

改正案	現 行
<p>提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）</p> <p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合</p>	<p>主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）</p> <p>第201条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わ</p>

改正案	現 行
<p>わせた看護及び介護を行わなくてはならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成後においても、常に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成について準用する。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第202条 <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、現に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の<u>手当</u>を行わなければならない。</p>	<p>なくてはならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成後においても、常に<u>複合型サービス計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービス計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u>の変更について準用する。</p> <p>9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>複合型サービス報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>10 前条第4項の規定は、<u>複合型サービス報告書</u>の作成について準用する。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第202条 <u>複合型サービス従業者</u>は、現に<u>指定複合型サービス</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の<u>複合型サービス従業者</u>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の<u>手当</u>を行わなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(記録の整備)</p> <p>第203条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u></p> <p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 第201条第10項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u></p> <p>(6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条、第89条</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第203条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) <u>複合型サービス計画</u></p> <p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 第201条第10項に規定する<u>複合型サービス報告書</u></p> <p>(6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条、第89条</p>

改正案	現 行
<p>から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条までの規定は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業</u>について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条までの規定は、<u>指定複合型サービスの事業</u>について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第108条中「第84条第6項各号」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>